

令和2年9月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

令和2年9月18日

令和2年9月伊那市議会定例会議員提出議案目次

議員提出議案第9号	地方議会の意見書に対する関係行政庁等の誠実処理の義務付けを求める意見書の提出について……4
議員提出議案第10号	医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書の提出について……………6
議員提出議案第11号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について……………8
議員提出議案第12号	国土強靱化対策の推進を求める意見書の提出について……………11

議員提出議案第9号

地方議会の意見書に対する関係行政庁等の誠実処理の義務付けを求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣及び関係機関に対し、地方議会の意見書に対する関係行政庁等の誠実処理の義務付けを求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出

伊那市議会議員 白鳥敏明

〃 三澤俊明

〃 黒河内浩

〃 柴満喜夫

〃 前田久子

〃 柳川広美

(提案理由)

口頭にて説明

地方議会の意見書に対する関係行政庁等の誠実処理の義務付けを求める意見書

地方自治法（以下「法」という。）第99条では、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」と規定されています。この意見書は、議会及び議員が日々の政務活動や請願・陳情などにより、住民の意見・要望を広く把握したうえで提案され、議会の議決により提出されるものです。

しかし、それを受け取った行政庁等からは、現状やその対応についての報告・回答がなされていないのが実情であり、提出した意見書がどう処理されたのかを議会として知る術がありません。

平成5年の法改正により、自治体の首長や議長の全国的連合組織（知事会や議長会など）の国への意見具申制度が設けられ（法第263条の3第2項）、平成11年の法改正により、内閣の回答努力義務等が追加されたところです（法第263条の3第3項及び第4項）。しかし、その一方、法第99条に基づく意見書については、受理した行政庁等の処理について何ら規定されていません。

以上のことから、地方の意見を施策に反映し、地方自治体の自主性・自立性・独立性を確保するため、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 地方議会から提出された意見書について、関係行政庁等に意見書に係る回答義務を課し、国会に対するものにあつては、その内容の是非を審議することを明記するなど、法に基づく意見書の実効性を担保する方法を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年9月18日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第10号

医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣及び関係機関に対し、医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出

伊那市議会議員 野口輝雄

〃 田畑正敏

〃 小林眞由美

〃 宮原英幸

〃 唐澤稔

〃 宮島良夫

〃 飯島光豊

(提案理由)

口頭にて説明

医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大が続くなか、医療・介護従事者は、自らの感染リスクと闘いながら、住民の生命と健康を守るために日々休むことなく奮闘しています。

しかし、医療機関では入院・外来患者の著しい減少が見られ、介護事業所では利用を控える人が増えています。こうしたことが、多くの医療機関・介護事業所に大幅減収による深刻な経営悪化をもたらしています。

新型コロナウイルス感染症収束の見通しはいまだ立たず、このままでは経営破綻による医療・介護崩壊が起こりかねません。

新型コロナウイルス感染症拡大の波を乗り越えるためにも、最前線で国民の命と健康を守るために奮闘している医療機関・介護事業所への財政支援は必要不可欠です。

以上のことから、国においては、医療機関・介護事業所への迅速かつ大規模な財政支援を講じるよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年9月18日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第11号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣及び関係機関に対し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出

伊那市議会議員 白鳥敏明

〃 野口輝雄

〃 柳川広美

〃 宮島良夫

〃 飯島尚幸

〃 唐澤千明

(提案理由)

口頭にて説明

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望いたします。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年9月18日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第12号

国土強靱化対策の推進を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官及び関係機関に対し、国土強靱化対策の推進を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出

伊那市議会議員 白鳥敏明

〃 野口輝雄

〃 柳川広美

〃 宮島良夫

〃 飯島尚幸

〃 唐澤千明

(提案理由)

口頭にて説明

国土強靱化対策の推進を求める意見書

近年、我が国は、気象の急激な変化等により、豪雨、暴風・波浪、地震など自然災害の頻発化・激甚化にさらされており、住民の安心・安全が脅かされる甚大な被害が発生しています。

こうした自然災害に備え、国民の生命・財産を守る「防災・減災、国土強靱化」の取組は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっています。

本市においては、市民の生命と財産を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らせず、迅速な復旧復興が可能な強靱な地域づくりを推進するため、国土強靱化の取組を推進しています。

よって、国においてはこれらの状況を踏まえ、対策を推進していくうえで、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要があり、下記事項について措置されるよう強く要望いたします。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を強力に推進していくとともに、3か年の最終年度である令和2年度においても、必要な予算を確保し、対策を講じること。
- 2 頻発、激甚化する災害に対し、地方自治体が国土強靱化地域計画を推進するための取組に必要な予算の確保、補助対象事業の拡大などに努めること。
- 3 令和3年度以降も継続して国土強靱化に計画的に取り組むため、3か年緊急対策の延長と規模の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年9月18日

伊 那 市 議 会